廃プラスチック対策にかかる欧州・米国の動向

研究員　吉井　薫

廃プラスチック（以下「廃プラ」）に対するリサイクル等にかかる規制は、各国において強化されつつある。そこで欧州および米国における近年の規制動向について紹介する。

1　一部の加盟国が牽引する欧州

廃プラごみの処理状況をみると、EU全体では、リサイクルされる割合が５割近くに達し、米国（35.2％）、日本（27.7％）と比較して高い水準となっている（第１図）。米国は、焼却処理による大気汚染への懸念から国民の抵抗が強いため、埋立てが52.1％と高い。日本は、熱回収が５割以上を占める。

EU加盟国別に見ると、ドイツ（66.5％）等、リサイクル率が高い国がある一方、埋立て率が高い国も少なくない。

こうした違いは各国の政策によるところが大きい。ドイツは、1998年に「ドイツ包装政令」を制定し、プラスチック容器の再生率を６割以上とする等、先駆けてリサイクル政策に取り組んできた。

第１図　廃プラごみ処理の状況（日米欧）

資料　一般社団法人プラスチック循環利用協会、「プラスチックリサイクルの基礎知識2020」、J. Bauer（2019）、United States, Environmental Protection Agency "Facts and Figures about Materials, Waste and Recycling."

（注）　日本については18年、米国については17年、EUについては18年のデータを使用。また、日本・米国は廃プラごみ全般、EUはプラスチック製包装容器にかかる処理状況を示す。

フランスは、自国の埋立て処理の割合が高いことを課題とし、埋立て量を段階的に削減する対策を講じている。特に使い捨てプラスチックについて、2016年に小売業でのプラスチック製レジ袋の使用を禁止するほか、プラスチック製使い捨て食器を禁止する法律を世界で初めて制定し、20年１月より施行している。

これら加盟国の施策に続き、18年１月に「循環経済におけるプラスチックに関する欧州戦略」が欧州委員会により発表され、EU全体の廃プラ対策について中長期的な計画が示された。また、欧州委員会主導で、プラスチック製品メーカー等が「EU循環型プラスチック連盟（Circular Plastics Alliance、以下「CPA」）を立ち上げ、05年時点では2.9百万トンであったリサイクルプラスチック製品の域内流通量を、25年までに10百万トンにするための取組みを開始した。

続く19年12月、EUは50年までの達成を目標にした気候変動対策措置「欧州グリーンディール」を発表した。これは７つの分野別計画からなり、その一つである「循環型経済行動計画」では、拡大生産者責任（以下「EPR」）の強化とプラスチック産業などへの規制強化等を、また「Farm to Fork（農場から食卓まで）計画」では、農業における循環型経済の達成等を掲げている。

2　農業分野におけるEPR

農業分野の廃プラ対策は、これら長期計画の下で進展することが予想されるが、現時点では各国の自発的な取組みが先行しており、特に農業分野で注目されるのがEPRに基づく取組みである。

EPRとは、メーカーが製品の使用後のリサイクル・廃棄まで責任を負い、それらに伴う費用も負担するという考えである。農業用プラスチ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2図 NCS導入事例イメージ

資料　J. Bauer (2019)に基づき筆者作成

第3図 プラスチック汚染対策関連の法案を施行した州(20年)

資料　The National Caucus of Environmental Legislatorsの情報に基づき、Google Chart Toolsを用いて筆者作成

ック分野もこの概念を応用し、資材メーカーが農業生産者等と連携して廃プラのリサイクルを行う仕組み（以下「NCS」[注1]）を構築している。例えば英国では、資材メーカー、卸売業者、農業生産者団体がNGOを設立・運営している。農業者はプラスチック製品購入の際、2ポンド/kgの費用を負担することで、使用済み廃プラを、NGOが運営する回収・リサイクルシステムへ委託できる（第2図）。なお、参加メーカーは前述のCPAへの加盟が条件となり、リサイクル率向上の動機付けは担保される。現時点でNCSを実践しているのは7か国1地域[注2]で、実践先の農業用プラスチックの回収率は75％、リサイクル率は90％を超える（J.Bauer (2019)）。他方、未実践国は回収率平均50％、リサイクル率75％未満と実践国を下回る。このように、農業用の分野においても、廃プラ規制や政策に先立ち、個別での取組みが先行して展開されつつある。

3　州ごとに差がある米国

米国では、廃プラ処理に関する連邦規制が進まないなかで、州レベルでの取組みが先行してきた。20年時点で独自に対策を進めているのは35州、プラスチック汚染対策関連の法律は230以上施行されている（第3図）。ただし、リサイクル促進に積極的な州がある一方、例えばウィスコンシン州のように、廃プラを含めたごみの焼却処分を違法とし、ごみの大半は埋立て処理されるケースもある。

農業分野の対策についても、州ごとに違いが見られる。先進的な取組み事例として、メイン州は20年、州立大学の農業普及事業として実施される、使用済み農業ハウスフィルムの回収プロジェクトに対して39,000米ドルの資金支援を行った。同計画では、州内のハウス由来廃プラの3分の1を回収することを目指している。

こうしたなか、20年1月、連邦議会にて超党派が提出した「海洋プラスチック問題対策法」[注3]が施行された。これにより、廃プラ回収の実態やリサイクル課題に関する調査等が行われ、米国全体として、廃プラ処理の新たな規制に向け管理全般の整備に乗り出すことが期待される。

このように、欧州、米国での廃プラ対策が進展するなか、農業分野にどのように影響していくのか、今後とも注視する必要がある。

＜参考文献＞

・APE Europe（2020）“APE Europe adopts the European Plasticulture Strategy.”
・European Commission（2019）“A European Green Deal - Striving to be the first climate-neutral continent.”
・J.Bauer（2019）“Agricultural waste management in Europe – the European EPR-Model,” *Acta Horticulturae*, 1252, pp.105-108.

（よしい　かおる）

（注1）農業分野の廃プラ対策における取組みは、「National Collecting Scheme（全国収集スキーム）」と呼ばれる。
（注2）アイルランド、アイスランド、スウェーデン、フランス、スペイン（アンダルシア地方）、ノルウェー、英国、ドイツ。
（注3）Save Our Seas（SOS）2.0 Act.

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/